

認知症への取組の充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、我が国の認知症への取組が注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる「新オレンジプラン」を策定し、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしている。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところである。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の人の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育等により認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画の策定を定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など行動・心理症状（BPSD）の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包

括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

- 3 自治体等の取組について、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者等、より配慮を要する人へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月15日

生 駒 市 議 会